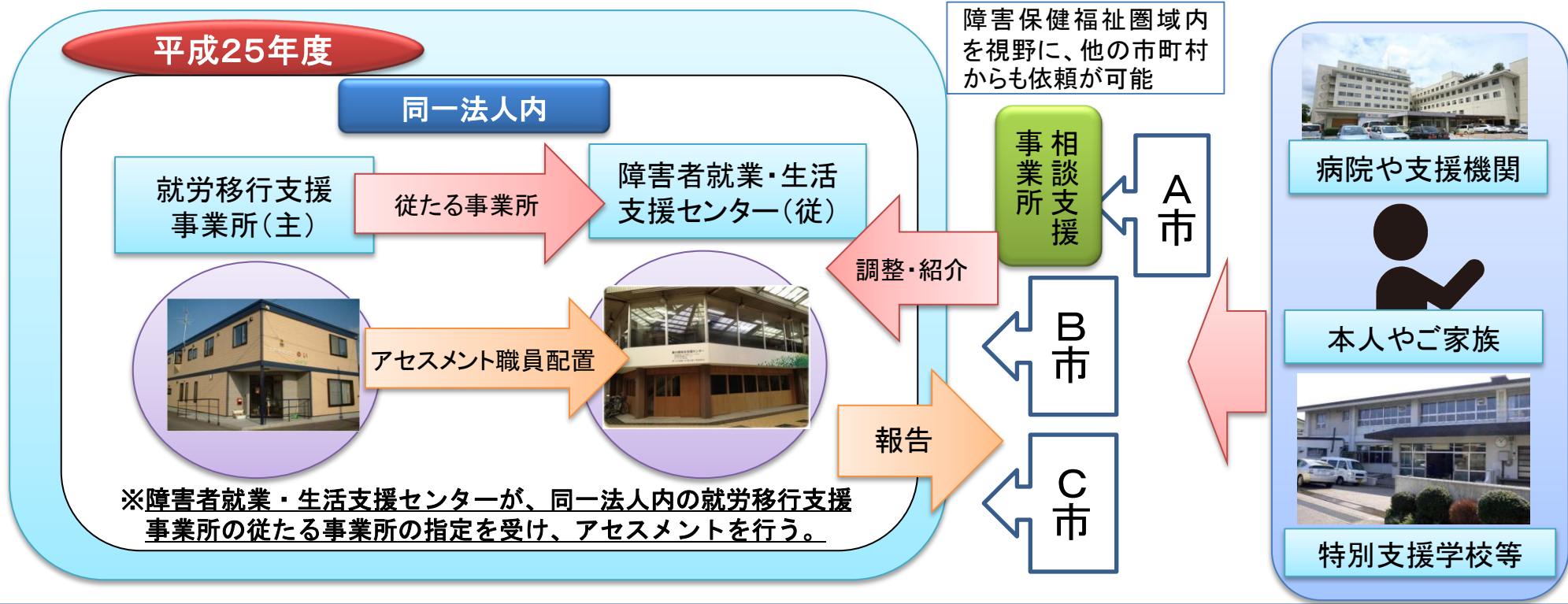


# 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受けてアセスメントを行う体制



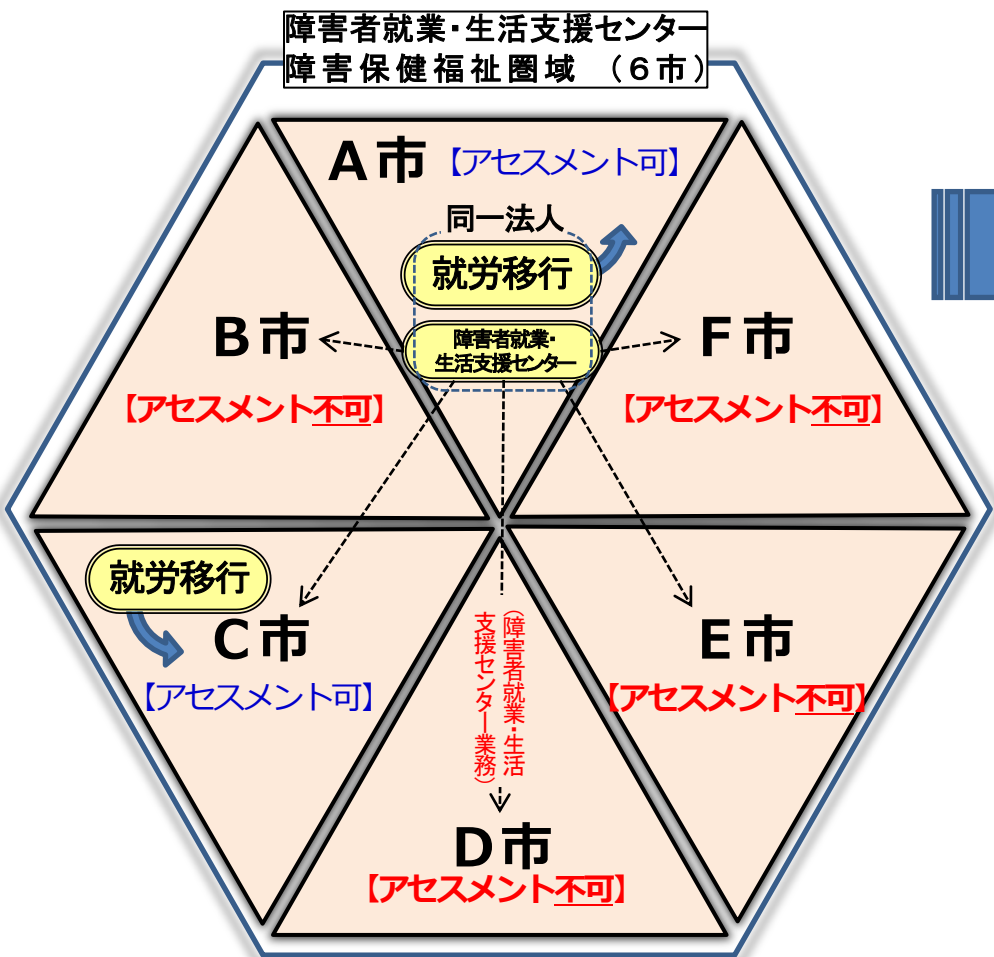
○ 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受け、就労移行支援事業所として、当該障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行う。

※全国の8割近い障害保健福祉圏域をカバーできる可能性があるためアセスメントには有効。

# 平成25年度以降の対応方針の障害保健福祉圏域での活動イメージ

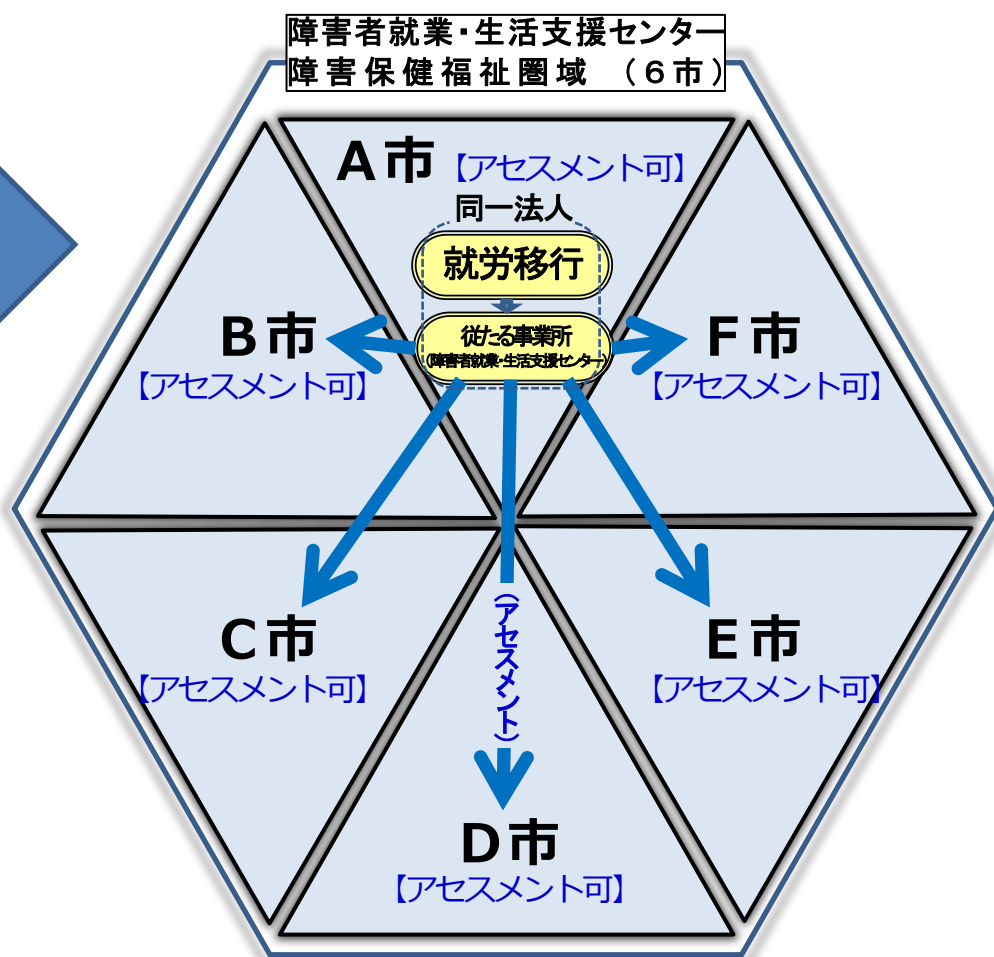
## 【現 行】

就労移行支援事業所の所在しない市町村はアセスメントができない

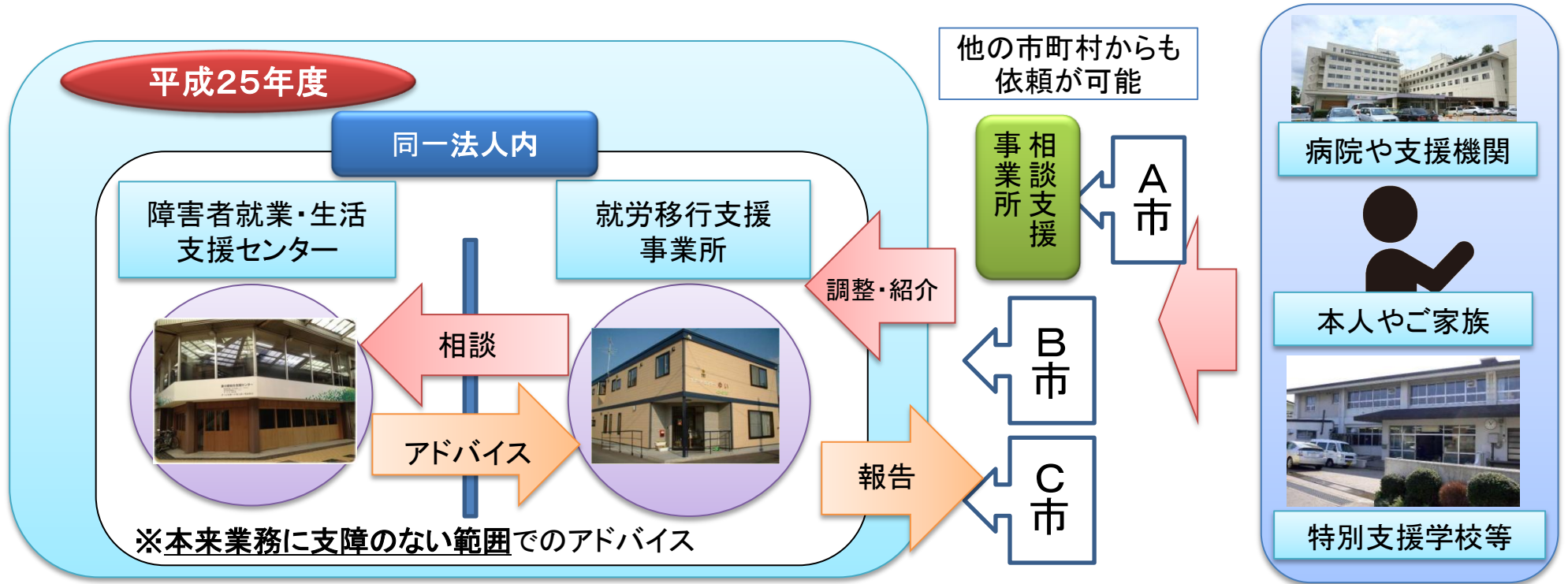


## 【平成25年度以降】

障害保健福祉圏域内の全ての市町村でアセスメントが可能に



# 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が障害保健福祉圏域内のアセスメントを行う体制



- 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が障害者就業・生活支援センターの障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行う。また、就労移行支援事業所は、障害者就業・生活支援センターから可能な範囲で助言を得る。

# 特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用の取扱いについて

## 現行の取扱い(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成24年度末までの経過措置)

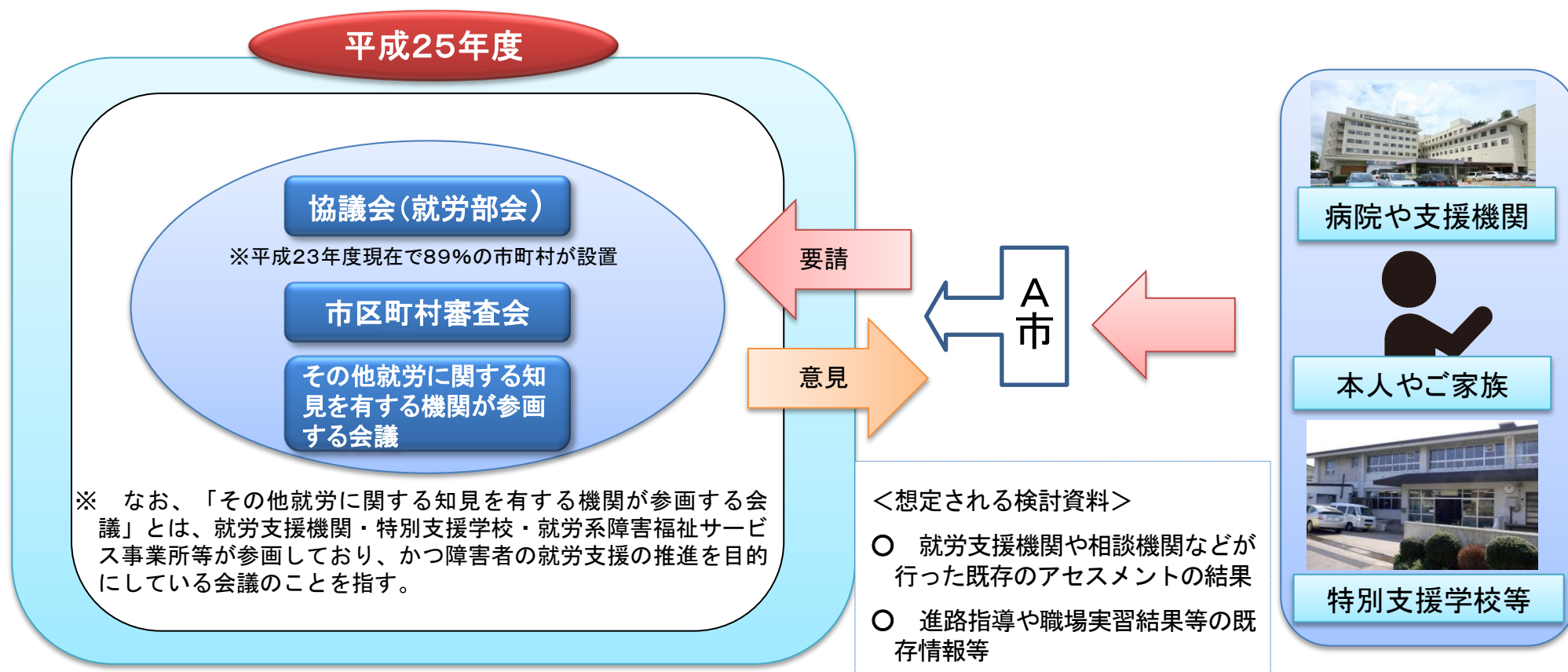


## 平成25年4月以降の取扱い

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、当該支給決定更新時には、相談支援事業所と共に、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けることとするので御留意いただきたい。

# 特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取扱い (平成25年4月～平成27年3月まで)



就労移行支援事業所（障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける場合を含む）でアセスメントができない者については、市町村が就労継続支援B型の利用を判断する前に、利用希望者の状況を事前調査し、協議会(就労部会)、市区町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等に意見を要請する。

意見の結果「就労継続支援B型の利用がやむを得ない」ないしは「適当である」ことが確認された者を就労継続支援B型利用可とする方法。



# 基金事業で実施されていた就労系事業の継続実施について (案)

平成24年度

## 基金事業

○職場実習・職場見学促進事業  
(都道府県、補助率10/10)

<職場実習>

※報酬(加算)により評価を行ったため廃止

<職場見学>

○障害者一般就労・職場定着促進支援事業  
(都道府県、補助率10/10)

○離職・再チャレンジ支援助成事業  
(都道府県、補助率10/10)

○就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業  
(市町村、補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4)

○就労支援ネットワーク強化・充実事業  
(都道府県、補助率 10/10)

平成25年度(案)

## 地域生活支援事業

【就業・就労支援】

### 「一般就労移行等促進」

(都道府県、補助率1/2)

- ①障害者一般就労・定着促進支援
- ②職場見学促進
- ③離職・再チャレンジ支援  
(※企業で働く障害者の孤立防止支援を含む)

### 「その他就業・就労支援」

(都道府県、補助率1/2)  
(市町村、補助率 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)  
地域の要望に応じて都道府県、市町村の判断により支援を行うことができる